福祉 相談先一覧 無料

どこに相談をしたらいいか悩む時はこちらへ

総合

問題が複雑で、どこに相談したらいいかわからない時

福祉の総合相談窓口　☎０４７６－３３－７１８５

受付時間 9:00～16:30
月～金（祝日・年末年始除く）

高齢者

高齢者の総合相談（地域包括支援センター）

介護・福祉・保健・医療のこと等、生活に関する相談

印西北部地域包括支援センター	☎０４７６－８５－４０８５
印西南部地域包括支援センター	☎０４７６－３７－３１２０
船穂地域包括支援センター	☎０４７６－２９－４００１
印旛地域包括支援センター	☎０４７６－３３－７０６２
本埜地域包括支援センター	☎０４７６－８５－４８４５

受付時間 9:00～16:30
月～金（祝日・年末年始除く）

（地域包括支援センター）

障がい

障がい者の総合相談（基幹相談支援センター）

障がいを持つ方（こども含む）の生活の相談やサービスの利用に関する相談など

いんば障害者相談センター　☎０４７６－９９－２５０１

受付時間 9:00～17:00
月～金（祝日・年末年始除く）

（いんば障害者相談センター）

こども

妊産婦や子育て家庭の相談支援

妊婦期から出産に関する相談

子ども家庭課　子ども包括支援係　☎０４７６－３３－４７０６

子育てに関する相談

子ども家庭課　母子保健係　☎０４７６－３３－４７６２

児童虐待の防止に関すること

子ども家庭課　児童相談係　☎０４７６－３３－４７５３

子育てコンシェルジュ（育児相談など）

子育て支援課　支援係　☎０４７６－３３－４６４０

受付時間 9:00～16:30
月～金（祝日・年末年始除く）

（子育てポータルサイト）

困窮

経済的な困り事などの相談（自立相談支援機関）

生活費が足りない、仕事が見つからないなどの生活の不安や、ひきこもりに関する相談など

いんざいワーク・ライフサポートセンター　☎０４７６－８５－８２６７

受付時間 8:30～17:15
月～金（祝日・年末年始除く）

（いんざいワーク・ライフサポートセンター）

その他の相談機関・無料相談

	相談名	内容	問い合わせ
高齢	高齢者の就労や社会参加に関する相談支援	60歳以上の方の就労相談、仕事情報の提供、技能訓練、講習会開催等	高齢者就労支援センター ☎ 0476-33-7585
障がい	障がい者の就労支援に関する相談	障がいのある方の社会参加に向けた支援や就労支援など	ふれあいサポートセンターいんざい ☎ 0476-42-1118
	精神科医師による心の健康相談（予）	不眠、食欲不振等の症状があり受診を迷っている人やそのご家族からの相談	障がい福祉課　支援係 ☎ 0476-33-4136
こども・子育てについて	お子さんの発達や成長に関する相談	ことばや聞こえ、運動、その他発達に関する相談	子ども発達センター おひさま ☎ 0476-40-6551
	家庭児童相談（予）	0～18歳未満のお子さんについての悩みや心配ごとの相談	家庭児童相談（子ども家庭課内） ☎ 0476-33-4874
	教育相談	不登校、いじめ、学習困難、軽度発達障害、非行等の悩みに関する相談	印西市教育センター （教育相談専用電話） ☎ 0476-47-7830
	こども相談室	こども達からの相談をお受けします 友達関係、学習、家族のことなど	
	母子・父子自立支援相談（予）	離婚前相談、ひとり親の困り事や、母子・父子寡婦福祉資金の貸付相談	子育て支援課　支援係 ☎ 0476-33-6148
若者	若者サポートステーション出張相談（予）	15～50歳未満の職業的自立を目指す若者と保護者の相談	ちば北総地域若者 サポートステーション ☎ 0476-24-7880
その他・生活のことについて	心配ごと相談	あらゆる心配ごと（生計・家族・離婚・地域のこと等）に関する相談	市社会福祉協議会 ☎ 0476-42-0294
	消費生活相談	消費生活での契約トラブルや販売方法に関する苦情や相談	市消費生活センター ☎ 0476-42-3306
	成年後見相談	成年後見制度に関する相談、また弁護士等がお受けする専門相談（要予約）	成年後見支援センター ☎ 0476-42-0294
	外国人のための無料相談（予約が必要）	ビザや離婚など法律に関する相談 日常生活の悩み事について	企画政策課政策推進係 ☎ 0476-33-4068
	ＤＶ相談	配偶者や恋人からの暴力・暴言に関する相談専門ダイヤル	子育て支援課　支援係 ☎ 0476-33-6148
	女性の悩み相談（予）	生き方・結婚生活・家族問題等専門のカウンセラーによる相談	男女共同参画センター （受付専用番号） ☎ 0476-36-4233
	市民合同相談（予）	法律相談（弁護士）、税理士相談（税理士）、司法書士相談（司法書士）、行政相談（行政相談委員）、交通事故巡回相談（千葉県交通事故相談員）	

※（予）は予約が必要です。

（令和８年７月時点）